

## 高津区市民提案型協働事業選定・評価要領

平成27年7月15日

27川高企第73号

### 1 目的

この要領は、高津区市民提案型協働事業の選定及び評価について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 1次・2次選考の各審査方法

#### (1) 1次選考

高津区市民提案型協働事業の1次選考に係る高津区役所が行う審査は、別表1に掲げる項目について、要件審査により行うものとし、要件を全て満たしていることを一次選考通過の条件とする。

ただし、別表1の要件審査項目「4 規約、会則等がある団体であるか」については、2次選考前の高津区役所が指定する期日までに規約、会則等を備えることを条件に1次選考通過の決定を留保できるものとする。

#### (2) 2次選考

高津区市民提案型協働事業の2次選考に係る高津区市民提案型協働事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う審査は次のとおり行うものとする。

ア 出席した各委員は、別表に掲げる審査項目により、5段階で評価を行い、「トライアルコース」については提案事業ごとに80点（加点項目は除く）を満点とし、「アドバンスコース」については提案事業ごとに100点（加点項目は除く）を満点として、各部門の審査項目で決められた乗率を乗じて評価点及びその合計点を算出する。このとき、各提案事業に対する採点には、それを総評するコメントを付すものとする。

イ 選考は各委員の平均点による得点の高さを考慮して行うものとする。

ただし、各委員の平均点のうち項目「協働の必要性」及び合計点が満点の6割に満たない場合は、選定しないものとする。

### 3 2次選考における関係委員の除外

上記2(2)の2次選考の審査にあたり、委員が提案した団体の構成員であるときは、当該委員を当該団体が提案した事業に対する審査から除くものとする。

### 4 決定方法

区長は、審査委員会の２次選考結果を踏まえて、あらかじめ設定した事業経費の上限額の範囲内で、総合的に勘案し提案事業を最終的に決定するものとする。

## 5 評価

各委員は、前年度に実施した市民提案型協働事業について、次の項目により評価を行う。このとき、各評価項目には、指摘や意見等を付すことができる。

| 主な評価項目       | 着 眼 点                                                                                                  |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①事業の妥当性      | 地域の実情を踏まえた内容であったか<br>公益性は十分なものであったか                                                                    |
| ②事業の目標設定と達成度 | 事業目標に対し、十分な達成が行えたか                                                                                     |
| ③事業の効率性      | 予算を適正に執行し、効率的な事業執行が行えたか                                                                                |
| ④協働のプロセス     | 目的の共有化はできたか<br>相互の特性の理解に努めたか<br>事業での役割分担と責任範囲は適正であったか<br>双方に実施メリットがあったか                                |
| ⑤協働による成果     | 協働で行うことによって効果がより高いものになったか                                                                              |
| ⑥中長期的な事業の展望  | 今後の事業展望が明確であるか<br>中長期的な視点をもって事業が行われていたか<br>自立的な事業に発展し、継続的な実施が期待できるか<br>先駆性があり、今後の市民活動等のモデルとなり得る内容であったか |

## 6 評価における関係委員の除外

審査委員会において、委員が次に掲げる事項に該当する場合には、当該事業に対する評価から除くものとする。

- (1) 委員が代表や役員になっている等の団体が当該事業に関与する場合
- (2) 委員が当該事業の実施にあたり、多大な影響を与える立場にある場合

## 7 委任

この要領に定めるもののほか、高津区市民提案型協働事業の選定及び評価について、必要な事項は、区長が審査委員会に諮って定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年7月15日から施行する。
- 2 平成18年12月15日制定、高津区協働事業提案事業選考・選定要領（18川高総第548号）は、平成27年7月15日をもって廃止する。

附 則

この要領は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年11月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年11月15日から施行する。

## 高津区市民提案型協働事業 1次選考 審査項目

| 提案者に対する要件審査項目  |                                                                 | チェック欄 |
|----------------|-----------------------------------------------------------------|-------|
| 1              | 提案者が団体であるか                                                      |       |
| 2              | 市内に活動場所又は活動実績があるか(例外あり)                                         |       |
| 3              | 3人以上の会員で組織された団体であるか                                             |       |
| 4              | 規約、会則等がある団体であるか                                                 |       |
| 5              | 予算、決算を管理している団体であるか                                              |       |
| 6              | 1年以上継続して活動している団体であるか(アドバンスコースのみ)                                |       |
| 7              | 活動開始後3年未満であるか、または、川崎市において市民提案型協働事業を受託したことがないか(トライアルコースのみ)       |       |
| 8              | 宗教活動、政治活動を目的とした団体でないか                                           |       |
| 9              | 特定の公職者、候補者又は政党の推薦、支持、反対を目的とした団体でないか                             |       |
| 10             | 暴力団でないか                                                         |       |
| 11             | 団体又はその代表者が租税を滞納していないか                                           |       |
| 12             | 過去3年間に於いて、個人情報に関する事務事故、団体会計の不適切な処理等がなく、コンプライアンスに則った団体運営を行っていること |       |
| 提案内容に対する要件審査項目 |                                                                 | チェック欄 |
| 13             | 区が行える業務の範囲内の提案であるか                                              |       |
| 14             | 区と協働で行うことにより地域課題の解決につながる提案であるか                                  |       |
| 15             | 対象テーマのいずれかに合致した提案であるか ※テーマを設定している場合                             |       |
| 16             | 営利目的、特定の個人や団体のみが利益を受けることを目的としたものでないか                            |       |
| 17             | 政治、宗教、選挙活動を目的としたものでないか                                          |       |
| 18             | 施設等の建設や整備を目的としたものでないか                                           |       |
| 19             | 国、地方公共団体又は外郭団体から当該事業の委託・補助・助成等を受けているものでないか                      |       |
| 20             | 公序良俗に反するものでないか                                                  |       |
| 備考             |                                                                 |       |

## 審査のポイント(トライアルコース)

別表2(1)

| 項目     |                    | 審査にあたってのポイント                                                                                                                                                         |
|--------|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 狙いの適切さ | 目的・課題の<br>明確性・妥当性  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容の目的が明確であり、妥当であるか</li> <li>・提案内容の課題が明確であり、妥当であるか</li> </ul>                                                               |
|        | 地域性・独自性            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高津区の地域の実情を反映した課題であるか</li> <li>・新たな市民活動としての展開や独自性、アイデアがあるか</li> </ul>                                                         |
|        | 解決手法の<br>妥当性       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業が課題を解決する手法として妥当であるか</li> </ul>                                                                                           |
| 協働の必要性 | 公共性                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の対象となる者(区民)が限定されていないか</li> <li>・区役所が協働して事業を実施するにふさわしい公共性があるか、また、提案団体に公共を担っている自覚が感じられるか</li> </ul>                          |
|        | 協働性                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案団体と行政との役割分担は明確で妥当であるか</li> <li>・協働で行うことにより、相乗効果が期待できるか</li> </ul>                                                          |
| 事業の実現性 | 計画内容の<br>具体性・実現可能性 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・スケジュールが具体的・現実的であるか、また、事業を実施する上で専門的な知識や経験を活用するようになっているか</li> <li>・地域住民の理解が得られ、地域団体と連携がとれそうか、また、その具体的方策ないし手段を持っているか</li> </ul> |
|        | 事業効果・展望            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業を行うことで、区民に対して大きな効果が見込めるか</li> <li>・提案事業終了後の事業の発展性は期待できるか</li> </ul>                                                      |
|        | 予算の適正性             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・予算の見積りが適正であるか</li> </ul>                                                                                                     |
|        | 団体の実施能力            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容を実施することができるだけの能力があるか</li> <li>・事業のPRを積極的に行っていく姿勢と情報発信能力があるか</li> </ul>                                                   |
| その他    |                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアシステムの構築の促進につながる事業か</li> <li>・脱炭素モデル地区における環境意識向上及び行動変容に係る普及啓発(脱炭素アクションみぞのくち)につながる事業か</li> </ul>                         |
| 総合評価   |                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案は上記評価の観点から見て総合的にバランスがとれているか</li> </ul>                                                                                     |

## 審査のポイント(アドバンスコース)

| 項目     |                   | 審査にあたってのポイント                                                                                                 |
|--------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 狙いの適切さ | 目的・課題の<br>明確性・妥当性 | ・提案内容の目的が明確であり、妥当であるか<br>・提案内容の課題が明確であり、妥当であるか                                                               |
|        | 地域性・独自性           | ・高津区の地域の実情を反映した課題であるか<br>・新たな市民活動としての展開や独自性、アイデアがあるか                                                         |
|        | 解決手法の妥当性          | ・提案事業が課題を解決する手法として妥当であるか                                                                                     |
| 協働の必要性 | 公共性               | ・事業の対象となる者(区民)が限定されていないか<br>・区役所が協働して事業を実施するにふさわしい公共性があるか、また、提案団体に公共を担っている自覚が感じられるか                          |
|        | 協働性               | ・提案団体と行政との役割分担は明確で妥当であるか<br>・協働で行うことにより、相乗効果が期待できるか                                                          |
| 事業の実現性 | 計画内容の<br>具体性・実現性  | ・スケジュールが具体的・現実的であるか、また、事業を実施する上で専門的な知識や経験を活用するようになっているか<br>・地域住民の理解が得られ、地域団体と連携がとれそうか、また、その具体的方策ないし手段を持っているか |
|        | 事業効果・展望           | ・提案事業を行うことで、区民に対して大きな効果が見込めるか<br>・提案事業終了後の事業の発展性は期待できるか                                                      |
|        | 予算の適正性            | ・予算の見積りが適正であるか                                                                                               |
|        | 団体の実施能力           | ・提案内容を実施することができるだけの能力と実績があるか<br>・団体として自立しているか(組織体制、活動年数、構成員数、年間予算)<br>・事業のPRを積極的に行っていく姿勢と情報発信能力があるか          |
| その他    |                   | ・地域包括ケアシステムの構築の促進につながる事業か<br>・脱炭素モデル地区における環境意識向上及び行動変容に係る普及啓発(脱炭素アクションみぞのくち)につながる事業か                         |
| 総合評価   |                   | ・提案は上記評価の観点から見て総合的にバランスがとれているか                                                                               |